

答 申 第 155 号

令和5年7月18日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和4年12月28日付け諮問第117号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

(国) 178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル（仮称）建設工事（西工区）評価点
内訳等に関する文書

(別紙)

答 申

第1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定のうち、実施機関がなお非公開とすべきとしている別表の「非公開部分」欄に掲げる部分のうち、別表の「公開すべき部分」欄に掲げる部分は公開すべきであるが、その余の部分は、非公開とすることが妥当である。

第2 諮問経緯

1 公文書の公開請求

- (1) 令和3年8月26日、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した（以下「本件請求1」という。）。
- (2) 同年10月28日、審査請求人は、条例第4条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した（以下「本件請求2」という。）

2 対象公文書の特定

実施機関は、(国)178号浜坂道路Ⅱ期 浜坂第2トンネル（仮称）建設工事（西工区）（以下「本件工事」という。）に関する次の文書を本件請求1及び本件請求2の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）として特定した。

- (1) 落札決定通知書、開札結果（以下「文書1」という。）
- (2) 総合評価落札方式（技術提案型）技術評価点内訳書（以下「文書2」という。）
- (3) 技術評価基準表（覆工コンクリートの品質確保と施工）（以下「文書3」という。）
- (4) 技術評価基準表（地山状況を把握するための調査方法）（以下「文書4」という。）
- (5) 技術提案評価総括表（以下「文書5」という。）
- (6) 採点表（覆工コンクリートの品質確保と施工）（以下「文書6」という。）
- (7) 採点表（地山状況の把握）（以下「文書7」という。）
- (8) 入札参加予定者対応表（以下「文書8」という。）
- (9) 総合評価支援業務報告書（以下「文書9」という。）

また、審査請求人は、本件請求1及び本件請求2において、本件工事の入札に係る技術者ヒアリングに係るヒアリング時の説明内容、質問項目、評価内容、コ

メント、備考などを整理した帳票一式（以下「ヒアリング資料一式」という。）の公開を請求している。

3 実施機関の決定

- (1) 令和3年9月10日、実施機関は、本件請求1に対して、文書1ないし文書9すべてに条例第6条第2号又は第6号に規定する非公開情報が記載されているとして、公文書非公開決定処分（以下「本件処分1」という。）を行った。
- (2) 同年11月15日、実施機関は、本件請求2に対して、文書1及び文書2にあつては非公開とする理由が消滅したことから公文書公開決定を行い、文書3ないし文書9にあつては条例第6条第2号又は第6号に規定する非公開情報が記載されているとして公文書非公開決定処分（以下「本件処分2」という。）を行った。
- (3) また、実施機関は、本件処分1及び本件処分2において、ヒアリング資料一式については、これらの文書を作成しておらず、保有していないことを非公開理由として非公開としている。

4 審査請求

- (1) 令和3年10月18日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号（以下「法」という。））第2条の規定により、本件処分1を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求1」という。）を行った。
- (2) 同年12月16日、審査請求人は、法第2条の規定により、本件処分2を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求2」という。）を行った。

5 諮問

令和4年12月28日、諮問庁は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求1及び本件審査請求2に対する裁決について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書及び意見書において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

1 審査請求書

(1) 本件審査請求の趣旨

- ア 本件処分1を取り消し、全部公開又は部分公開を求める。
- イ 本件処分2を取り消し、部分公開を求める。

(2) 本件審査請求の理由

ア 本件審査請求 1

特定された公文書の件名を通知書に正確に記入すべきである。

非公開部分については、公開できない理由を具体的に明示するべきである。非公開部分について、公開できる部分があると考えられるので、一部分を非公開とし公開するべきである。公開しない理由の消滅期日を設定した具体的な理由を明示するべきである。また、当該期日を待たずして、公開すべきである。

イ 本件審査請求 2

条例第 6 条第 2 号該当として非公開とされた部分に異論はない。

第 6 号部分については公開できない理由を具体的に明示するべきである。

全部を公開しないとした 7 件の公文書について、公開できる部分があると考えられるので、一部分を非公開とし公開するべきである。例えば、「建設工事（西工区）採点表（履工コンクリートの品質確保と施工）」においては、「技術評価点」や「素点」の列タイトルは公開して、入札参加企業がそれを把握しても、技術提案の工夫や進捗を阻害することは考えられない。

各文書内の工事名やページ番号も同様に公開できる部分と考える。

2 意見書（令和 5 年 1 月 13 日付け）

(1) 本件の経過について

ア 本件工事について、落札業者がいずれになったかが新聞に公表されているから、その際の公表資料等を提示すべきである。

イ 実施機関は、文書 1 から文書 9 までの文書は本件処分 1 を行ったと弁明するが、本件処分 1 の公文書の件名には文書 1 及び文書 2 が示されたのみであるので、文書 3 から文書 9 までは秘匿して本件処分 1 が行われたと考える。

(2) 本来公開すべきだったことについて

ア 文書 3 から文書 9 までにおいても、第 4 の 1 (1) ア (ア) と同様に本来公開すべき部分の記載（例えば工事名称）があると考ええる。

イ 本来公開すべき部分に加えて様式番号、本件対象公文書の名称、ページ番号、入札説明書等に記載された評価配点及び技術評価における課題、審査案件の通し番号等も公開すべきである。

(3) 処分理由の追加等について

ア 実施機関が、文書 9 において、第 4 の 1 (1) カのとおり、条例第 6 条第 1 号を処分の理由に追加したことに異議はない。

イ しかし、実施機関が漫然と処分通知に処分理由を記載した事実は取り消せ

ない。

(4) 部分公開について

ア 実施機関は、部分公開についての弁明をしていない。

イ 実施機関が部分公開において非公開とした根拠及び理由を明らかにすべきである。

ウ 部分公開ができるかどうか等及び部分公開の方法の検討を行ったのか否かについて明らかにすべきである。

(5) 条例第6条第6号の該当性について

ア 上記(2)イに示した条例第6条第6号の非公開情報に該当するとした文書3、文書4、文書6、文書7及び文書9の非公開理由について、異議がある。

イ 文書1及び文書2で公開されている部分（例えば「評価点」）については、文書3から文書9までの中に同様の部分があるならば、公開すべきである。

ウ 非公開とした対象部分については、技術革新と共に変動する部分がある。また、一般的に土木工事の場合は、一つとして同じものが存在せず、その工事に関しての評価基準・手法も同様に同じものとはならない。本案件に含まれる評価基準・手法は、文書3から文書9までに記載され、全てが今後が発注がなされる類似案件にそのまま当てはめ可能なものではない。そうすると、入札参加者による評価基準・手法の推測が可能となるとしても、その精度には一定の限度がある。

エ 総合評価落札方式を採用した工事は、数多く公告され、評価基準・手法や評価結果も公開されている。既に多くの者が一定の精度を持って評価基準・手法を推測しているものとする。そうすると、本件工事の評価基準・手法の公開によって、技術力を保有しない者による応札が増加するものとは考えがたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭等による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 弁明書

(1) 本件処分1の非公開理由

本件処分1において本件対象公文書を文書1から文書9までと特定した上で、文書1から文書9までごとに非公開とする理由は、次のとおりである。

ア 文書1及び文書2

(ア) 兵庫県建設工事入札・契約情報公表事務処理要領（以下「県公表要領」

という。)により、「入札者(落札者)の商号又は名称及び入札金額(落札金額)」「工事名称、工事場所、入札(開札)場所及び入札(開札)日」を落札決定後に公表することとしているため、当該部分を部分公開するべきであったが、誤って非公開としたものである。

(イ) また、県は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号。以下「入契法施行令」という。)第7条及び県公表要領第14条により本件審査結果公表の時期を契約後と定めている。

よって、契約前に公にすることにより、今後同様の入札業務の適正執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる審査結果等に係る部分は、条例第6条第6号の非公開情報に該当する(以下イからカまでにおいて同様。)

イ 文書3及び文書4

入札参加者の技術提案に関する情報が記載されており、それらは知的財産に類し、公にすることで法人の競争上の利益を害すると認められるため、条例第6条第2号に該当する。また、技術提案の採点時における具体的な評価基準等が記載されており、これらを公にすると、今後同種工事において評価基準に適合する部分のみ形式的に模倣することが可能となり、入札業務の適正執行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第6条第6号の非公開情報に該当する。

ウ 文書5

無効・辞退となった入札参加者の素点、審査点等が記載されている。県では入契法施行令及び県公表要領で認められた「資格を認めなかった者の商号」等を公表しており、入札が無効となった者や辞退した者の審査結果を公にすれば、今後同様の入札業務の適正な執行に支障を及ぼすことから、条例第6条第6号の非公開情報に該当する。

エ 文書6及び文書7

入札参加者からの提案を評価した結果が記載されており、上記イと同様の理由から条例第6条第6号の非公開情報に該当する。一般競争入札において入札が無効・辞退となった参加者については、上記ウと同様の理由から同号の非公開情報に該当する。

オ 文書8

入札参加者の名称が記載されており、これを公にすると文書3から文書7までの文書と突合することにより、非公開情報を類推することが可能となることから、条例第6条第2号及び第6号の非公開情報に該当する。

カ 文書9

文書3から文書7までを作成するための検討過程の資料であり、上記イか

らエと同様の理由から条例第6条第2号又は第6号の非公開情報に該当する。また、総合評価落札方式の実施に係る意見を聴取した個人名及び印影が表示されており、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものであることから、条例第6条第1号の非公開情報に該当する。

(2) 本件処分2の非公開理由

本件処分2において非公開とした本件対象公文書を文書3から文書9までと特定した上で、文書3から文書9までごとに非公開とする理由は、前記(1)イからカまでのとおりである。

ただし、文書3から文書9までのうち上記(1)ア(イ)に係る部分については、本件処分2が契約締結後に行われていることから、非公開とする理由がないため、当該部分及び文書8を公開する。よって、本件処分2については、全部非公開決定を部分公開決定に変更することとする。

2 本件処分2の変更に伴う実施機関の説明

(1) 本件対象公文書に係る部分公開への変更

実施機関は、別表に掲げるAないしQの部分を非公開とする（その余は公開する。）。

(2) (1)の部分を非公開とする理由

ア 非公開部分A、B、D、F、IないしM及びQについて

非公開部分A、B、D、F、IないしM及びQについては、入札参加者のノウハウである技術提案内容を転記又は簡潔にとりまとめた部分であり、条例第6条第2号の非公開情報に該当する。

イ 非公開部分C、E、G、H、N及びOについて

実施機関は、調査基準価格未満の金額で入札した参加者に対し、「適切な施工及び技術提案の履行」の可否の判断を行うために追加資料の提出を求めている。この「適切な施工及び技術提案の履行」とは、ダンピング受注の排除や下請け企業に対して不利な取引を求めないこと等を含んでいる。

非公開部分C、E、G、H、N及びOは、調査基準価格未満の金額で入札し追加資料を提出せず評価点を零とされた者（以下「追加資料非提出者」という。）に係る入札前に付された評価点を示した部分である。当該部分を公開すると、開札結果と照合することにより、追加資料非提出者が特定され、ダンピング受注や下請け企業に対して不利な取引を求める会社として認知され、当該会社の評価及び事業遂行能力等に関する評価を不当に低下させるおそれがあることから、条例第6条第2号の非公開情報に該当する。

ウ 非公開部分Pについて

非公開部分Pは、本件工事の総合評価落札方式の実施に係る意見を述べた学識経験者の役職、氏名及び押印印影であり、公開すると、今後の類似工事の意見聴取に際し、外部からの干渉等が生じることで中立性が損なわれるおそれがある。また、外部からの干渉等により学識経験者の事業活動に影響を及ぼすこと等により、今後の委嘱を承諾してもらえなくなるおそれがある。よって当該事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当する。

3 結論

本件対象公文書について実施機関の行った決定は妥当である。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書の非公開部分について

本件審査請求1及び本件審査請求2に対する裁決に係る諮問の審議において、実施機関は、本件対象公文書のうち文書1、文書2及び文書8の全部を公開し、文書3ないし文書7及び文書9については、別表の非公開部分欄に掲げる非公開部分AからQまでについて、条例第6条第2号又は第6号に該当するとしていることから、本件対象公文書のうち当該非公開部分について、以下検討する。

2 条例第6条第2号の該当性について

(1) 別表の非公開部分欄に掲げる非公開部分C、E、G、H、N及びOについて

これらの非公開部分については、前記第4の2(2)イの追加資料非提出者に対して、実施機関が入札前に付した各評価点数値が記載されている。

実施機関は、これらの非公開部分が公開されると、追加資料非提出者が特定され、当該追加資料非提出者については、ダンピング受注や下請け企業に対して不利な取引を求める会社として認知され、当該会社の評価及び事業遂行能力等に関する評価を不当に低下させるおそれがあることから、これらの非公開部分は、条例第6条第2号の非公開情報に該当すると主張する。

しかしながら、当審議会が実施機関にさらに聴取したところ、実施機関は、追加資料非提出者について、他の工事の受注を優先する営業戦略を採るため、追加資料の提出をしないことがあり、追加資料非提出者がダンピング受注や下請け企業に不利な条件を強いる企業との消極評価が一概になされるとは言えな

いため、これらの非公開部分を公表する自治体も存在するとの説明があった。

当該説明を解すると、これらの非公開部分の公開によって、追加資料非提出者が特定されても、当該追加資料非提出者の評価及び事業遂行能力等に関する評価を不当に低下させる具体的かつ客観的なおそれがあるとは評価できず、これらの非公開部分は公開することが相当である。

(2) 非公開部分 A、B、D、F、I ないし M 及び Q について

これらの非公開部分については、入札参加者の技術提案に関する情報が記載されており、それらは知的財産に類し、公にすることで法人の競争上の正当な利益を害すると認められる。

当該事情を考慮すれば、仮に、本件処分において非公開とされた入札参加者の技術提案、ノウハウ等が明らかになれば、これら入札参加者の権利等を侵害することとなるし、後続発注される類似工事の入札参加者が、同様の記載を真似て作った技術提案書を提出してくることが予想され、入札業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

3 条例第 6 条第 1 号及び第 6 号の該当性について

非公開部分 P には、本件工事の総合評価落札方式の実施に係る意見を述べた学識経験者の役職、氏名及び押印印影が記載されており、実施機関は、当初条例第 6 条第 1 号を理由として非公開としていたが、その後非公開理由を同条第 6 号に修正している。このうち、学識経験者の押印印影については、同条第 1 号に該当し非公開とすることが相当であると考えられることから、役職及び氏名についてのみ同条第 6 号に該当するとの主張に変更したものと解して、以下検討する。

同条第 6 号を非公開理由としたことについて、実施機関は、当該学識経験者の役職及び氏名を公開すると、今後の類似工事の意見聴取に際し、外部からの干渉等が生じることで当該意見聴取の中立性が損なわれるおそれがあること、外部からの干渉等により学識経験者の事業活動に影響を及ぼすおそれがあること等により、今後の委嘱を承諾してもらえなくなるおそれがあると説明している。

この実施機関の説明について、当審議会としては、抽象的な懸念の表明に過ぎず同条第 6 号所定の非公開理由として十分なものといえるかは疑問の余地がある。誰に意見を聞いたのかが明らかにされないようであれば、そもそも公正中立な第三者への意見聴取がなされたのか自体に、疑義が生じるからである。

しかしその一方で、実施機関によると、本件の学識経験者については、氏名等を公表しないとことを慣例的前提として委嘱していたとのことである。この観点では、委嘱の際の条件を後から覆すことになれば今後の同種の委嘱を承諾してもらえなくなるおそれがあるという実施機関の懸念はこれを首肯せざるを得ず、そ

の限りでは本件について、同条第6号を根拠として学識経験者の職名及び氏名を非公開とすることは妥当と認めざるを得ない。

なお、上記の判断は、本件限りのものであって、今後も実施機関が、委嘱の際に職名及び氏名を公開しないことを条件としたという理由で学識経験者の職名及び氏名を非公開とする取扱いを継続することまで肯定する趣旨ではない。しかし本件と同様の入札手続において意見聴取を行った学識経験者の氏名等については、県内において広く公表しない取扱いがなされていると見受けられることから、実施機関においては、直ちに、当該氏名等について条例第6条第6号該当として非公開とする十分な根拠があるか精査し、当該氏名等については今後公開するか否かについて検討していくことを要望する。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

文書名	非公開部分		公開すべき部分
文書3（技術評価基準表）	A	入札参加者の提案内容を簡潔にとりまとめた記載部分及び各入札参加者に係る個別評価に係る部分	—
文書4（技術評価基準表）	B	同上	—
文書5（技術提案評価総括表）	C	追加資料非提出者に係る「判定（適否）」「素点」「審査点」「県内企業数」「県内調整数」「不履行項目数」「加算点＝審査点計」「標準点」「施工体制評価点」「技術評価点（標準点＋施工体制評価点＋加算点）」の各欄、棒グラフ、「(1)覆工コンクリート」「(2)地山状況」に係る各最高点、最低点、平均点を示す部分	すべて
文書6（採点表（覆工コンクリートの品質確保と施工））	D	各入札参加者の提案①ないし⑤に係る「技術点」「具体点」「効果点」「素点」「備考」欄	—
	E	追加資料非提出者に係る「素点計」欄	すべて
文書7（採点表（地山状況の把握））	F	各入札参加者の提案①ないし③に係る「技術点」「具体点」「効果点」「素点」「備考」欄	—
	G	追加資料非提出者に係る「素点計」欄	すべて
文書9（総合評価支援業務報告書）	H	上記Cに相当する部分（9、91頁）	すべて
	I	上記Aに相当する部分（11、12、76～79頁）	—
	J	上記Bに相当する部分（13～17、80～89頁）	—
	K	本件工事評価の視点補足資料中、「技術点」「具体点」「効果点」につき、それぞれ「◎評価」「○評価」「△評価」とされた提案の概要を記載した部分（18～35頁）	—
	L	「オーバースペック事例と本工事の考え方（キーワード抽出）」と題する資料中の	—

	表中「該当提案番号」及び「本工事の考え方」の各列の記載事項（36頁）	
M	各入札参加者の評価整理表中「提案内容」「提案の効果、実現性」「過去の実績（他社実績含む）、又は実績がない場合は、施工の確実性を示す実験データ等」「参考資料」「最低要件」「実績データ」「技術点」「具体点」「効果点」「評価理由」「素点」欄（46～75頁）	—
N	各入札参加者の評価整理表中、追加資料非提出者に係る「素点合計」「審査点」欄（46、49、59、61、64、74頁）	すべて
O	「技術提案評価 採点結果について」と題する資料中、追加資料非提出者に係る素点、素点合計表（高得点順）における各社の素点及び素点の高い順に示したグラフ（92、93頁）	すべて
P	本件工事の総合評価落札方式の実施に係る意見を述べた学識経験者の役職、氏名及び押印印影（109、110頁）	—
Q	本件工事における提案の概要（124～193、195～219頁）及びその目次（120～123、194頁）	—

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和4年12月28日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和5年1月13日	・ 審査請求人から意見書を受領
令和5年2月8日 第2部会(第103回)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和5年2月27日 第2部会(第104回)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和5年3月23日 第2部会(第105回)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和5年4月25日 第2部会(第106回)	・ 審議
令和5年5月30日 第2部会(第107回)	・ 審議
令和5年6月27日 第2部会(第108回)	・ 審議
令和5年7月18日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男